

別表

1 短期入所生活援助事業(1日当たり)

(単位:円)

世帯区分	区分	事業委託料の 基準単価	保護者負担
生活保護世帯等 (※1)	2歳未満児 慢性疾患児	10,700	0
	2歳以上児	5,500	0
市町村民税 非課税世帯等 (※2)	2歳未満児 慢性疾患児	10,700	1,100
	2歳以上児	5,500	1,000
その他の世帯	2歳未満児 慢性疾患児	10,700	5,350
	2歳以上児	5,500	2,750

2 夜間養護事業(1日当たり)

(単位:円)

世帯区分	区分	事業委託料の 基準単価	保護者負担
生活保護世帯等 (※1)	平日分	1,500	0
	休日分	2,700	0
市町村民税非課税 世帯等(※2)	平日分	1,500	300
	休日分	2,700	350
その他の世帯	平日分	1,500	750
	休日分	2,700	1,350

(※1)母子寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を養育している者の世帯で、市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。

(※2)父子家庭、母子家庭、及び養育者世帯を含む。但し生活保護世帯として取り扱われる世帯を除く。